

## 規制シート(様式)

180200000360001

平成28年12月16日

規制の名称	工業用アルコールの製造・輸入・販売・使用の許可	所管府省	経済産業省
根拠法令等	アルコール事業法(平成12年法律第36号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	製造産業局アルコール室長 茂木 正
規制目的	アルコールは幅広く工業用に使用される重要な基礎物資である反面、酒類と同一の特性を有していることから、酒類原料への不正使用の防止に配慮しつつ、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること		
規制内容の概要	・アルコール(90度以上のエチルアルコール)の製造・輸入・販売・使用を行おうとする事業者は、事前に経済産業大臣の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	当該規制については、アルコールの酒類原料への不正使用を防止するとともに、アルコールが工業用途に安定的かつ円滑に供給される体制を確保するため適正な流通管理を行う必要があることから、引き続き維持する。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	アルコール事業法附則 第7条		
次の見直し時期	平成33年度		